

介護保険施設における 負担限度額が変わります

令和6年
8月から

- 光熱水費の高騰や在宅で生活している方との負担均等を図ることを目的に全国的な制度改正が行われたことにより、介護保険施設の居住費(滞在費)が1日当たり60円引き上げられます。
- これに伴い、**低所得者の居住費(滞在費)の自己負担限度額についても、令和6年度(令和6年8月1日)から1日当たり60円引き上げられます。**ただし、利用者負担第1段階の多床室については変更がありません。
- 負担限度額認定の対象要件及び食費の1日当たりの自己負担限度額についても変更ありません。

令和6年7月まで

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】		預貯金等の資産要件【※2】	居住費(滞在費)《1日当たり》				食費《1日当たり》 【 】内はショートステイ
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室【※3】	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円 【300円】
第2段階	住民税非課税世帯全員が	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万超、 120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 【1,300円】

令和6年8月から

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】		預貯金等の資産要件【※2】	居住費(滞在費)《1日当たり》				食費《1日当たり》 【 】内はショートステイ
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室【※3】	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
第2段階	住民税非課税世帯全員が	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万超、 120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯分離をしている配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円、夫婦:2,000万円以下」となる。

【※3】従来型個室の()内は特養またはショートステイ(短期入所生活介護)の場合。